

## 新旧対照表

【システム導入官署における輸入通関事務処理体制について（平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 249 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>航空貨物通関情報処理システム（以下「航空システム」という。）海上貨物通関情報処理システム（以下「海上システム」という。）税関手続申請システム（以下「申請システム」という。）及び通関情報総合判定システム（以下「判定システム」という。）の導入官署（以下「システム導入官署」という。）における輸入通関事務処理体制を定め、平成 12 年 4 月 1 日から実施することとしたので了知されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第 1 基本的な審査方法等</p> <p>審査区分選定等</p> <p>1 審査区分の選定</p> <p>通関システム（航空システム及び海上システムをいう。以下同じ。）を使用して、輸入申告、輸入許可前貨物引取承認申請、蔵入承認申請、移入承認申請、総保入承認申請、蔵出輸入申告又は総保出輸入申告（以下「輸入申告等」という。）が行われた場合には、通関システムにおいて次の処理が行われる。</p> <p>(1) 引取申告（特例申告貨物（関税法第 7 条の 2 第 2 項に規定する特例申告貨物をいう。以下同じ。）に係る輸入申告をいう。以下同じ。）が行われたときは、通関システムにより特例輸入者（同条第 1 項に規定する特例輸入者をいう。以下同じ。）であるか、引取担保（同法第 7 条の 8 第 1 項の規定により提供された担保をいう。以下同じ。）が提供されているかの判定が行われる。</p> <p>(2) （省略）</p> <p>2 （省略）</p> <p>~ （省略）</p>	<p>航空貨物通関情報処理システム（以下「航空システム」という。）海上貨物通関情報処理システム（以下「海上システム」という。）税関手続申請システム（以下「申請システム」という。）及び通関情報総合判定システム（以下「判定システム」という。）の導入官署（以下「システム導入官署」という。）における輸入通関事務処理体制を定め、平成 12 年 4 月 1 日から実施することとしたので了知されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第 1 基本的な審査方法等</p> <p>審査区分選定等</p> <p>1 審査区分の選定</p> <p>通関システム（航空システム及び海上システムをいう。以下同じ。）を使用して、輸入申告、輸入許可前貨物引取承認申請、蔵入承認申請、移入承認申請、総保入承認申請、蔵出輸入申告又は総保出輸入申告（以下「輸入申告等」という。）が行われた場合には、通関システムにおいて次の処理が行われる。</p> <p>(1) 引取申告（特例申告（関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 7 条の 2 第 2 項（<u>（申告の特例）</u>）に規定する特例申告をいう。以下同じ。）に係る指定貨物（同条第 1 項に規定する指定貨物をいう。以下同じ。）の輸入申告をいう。以下同じ。）が行われたときは、通関システムにより特例輸入者（同項に規定する特例輸入者をいう。以下同じ。）であるか、<u>指定貨物であるか</u>、引取担保（同法第 7 条の 8 第 1 項の規定により提供された担保をいう。以下同じ。）が提供されているかの判定が行われる。</p> <p>(2) （同左）</p> <p>2 （同左）</p> <p>~ （同左）</p>